

# 3 事業者の皆さんの困りごと・悩みの 相談窓口と支援

## 相談窓口

### 支援制度全般に関する相談窓口

**相談時間・相談先**  
▷市役所商工労働課  
(☎43-7190)  
▷平日8時30分～17時15分

### 広島県・広島商工会議所・ 広島県商工会連合会の合同相談窓口

**相談時間・相談先**  
**相談内容** 資金繰りや雇用などの  
相談に対応。  
▷(☎082-513-3321)  
▷平日9時～17時

### 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

**相談時間・相談先**  
▷府中商工会議所  
(☎45-8200)  
▷平日9時～17時

**相談時間・相談先**  
▷上下町商工会  
(☎62-3504)  
▷平日9時～17時

### 中小企業 金融・給付金相談窓口

**相談時間・相談先**  
▷(☎0570-783183)  
▷9時～17時  
▷土・日曜日、祝日を含む毎日

## 資金繰りに関すること

### ■ 持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

**給付額** ▷中小法人など 最大200万円  
▷個人事業主など 最大100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比  
▲50%月の売上×12か月）

#### 給付対象の主な要件

- ▷新型コロナウイルス感染症の影響によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ▷令和元年以前から事業による事業収入（売

上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

※創業特例（平成31年1月から令和元年12月までの間に設立した法人に対する特例）があります。

▷法人の場合は次のいずれかに該当する事業者

ア 資本金の額または出資の総額が10億円未満

イ 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

※創業特例のほか、給付額に関する特例があります。詳細は国のホームページなどで確認してください。

問）持続化給付金事業コールセンター（☎0120-115-570）